

公益社団法人 日本犬保存会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人日本犬保存会（略称「日保」「NIPPO」）という。

(事務所)

第 2 条 この法人の主たる事務所は東京都千代田区に置く。

(支部・連合会)

第 3 条 この法人は、理事会の決議を経て、必要の地に支部を置く。

2 別に定める規定により地区内の支部で連合会を構成する。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 4 条 この法人は、天然記念物日本犬に関する諸般の事項を調査研究し、犬籍簿を整備し、保護繁殖及び体型能力の向上と改良発達を図り、もって各種使役に対する利用を増進する等の事業を行い、諸官庁及び諸団体との連絡を図り、天然記念物日本犬によって我国文化の向上に資することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するために、本邦及び海外において次の事業を行う。

- (1) 日本犬標準の決定
- (2) 日本犬の繁殖管理及び飼育に関する指導
- (3) 日本犬犬籍簿の整備及び日本犬血統書の発行
- (4) 日本犬に関連する各種の研究及び報告書の発行
- (5) 日本犬に関する展覧会、試験会、講習会等の開催及び関連諸団体の後援
- (6) 日本犬に関する審査員の任命
- (7) 日本犬の諸外国への紹介と普及
- (8) 防犯、狩猟、愛がん、その他一般使役に関する利用増進
- (9) 会誌その他の公報の発行
- (10) その他この法人の目的を達成するため必要な事業

第 3 章 会 員

(会員の種別)

第 6 条 この法人の会員は、個人及び団体をもって組織する。ただし、団体は、会員 1 個人の資格のみを有するものとする。

2 この法人の会員は、次の 3 種とする。

- (1) 正会員 日本犬を飼育していると否とにかかわらず、この法人の趣旨に賛同し、所定の手続を

経て入会した者

(2) 賛助会員 この法人の事業に対し、賛助後援した者の中から、理事会の決議を経て、会長が推薦した者

(3) 名誉会員 日本犬及びこの法人に対し、特別の功労のある者又は学識経験のある者の中から、理事会の決議を経て、会長が推薦した者

(入 会)

第 7 条 正会員になろうとする者は、この法人所定の様式に入会金及び会費を添えて会長に提出することによって申込みをし、会長の承認を受けなければならない。

2 賛助会員又は名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(入会金及び会費)

第 8 条 正会員の入会金及び会費は、次のとおりとし、当該年度の1月から3月の間に納入しなければならない。なお、年度途中の入会はその限りではない。

(1) 入会金 3,000 円

(2) 会費年額 5,000 円

2 賛助会員及び名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

3 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(資格の喪失等)

第 9 条 正会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は団体が実体を失ったとき。

(3) 除名されたとき。

(4) 会費を第8条1項に規定する期間内に納入しないとき。

2 前項第2号の場合（団体が実体を失ったときを除く。）は死亡後その遺族が正会員になることを希望し、遅滞なくその旨を申し出たときは、入会手続きを要せず、正会員の資格を継承する。

(退 会)

第 10 条 会員が退会しようとするときは、退会届をこの法人に提出しなければならない。

(懲 戒)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会においてその4分の3以上の決議を経て、会長が懲戒することができる。

(1) この法人の名誉を傷つけ、秩序をみだし、又はこの法人の目的に違反する行為のあったとき。

(2) この法人の会員としての義務に違反したとき。なお、「義務」の内容については既に規定のある場合のほか、理事会の定めるところによる。

(3) この法人の会員として品位を害する行為のあったとき。

2 懲戒は、次の3種とする。

(1) 戒告

(2) 展覧会出場停止

(3) 除名（ただし、代議員はのぞく。）

第 4 章 役員・代議員・社員及び職員

(役員の種類及び定数)

第 12 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 15 名以上 20 名以内（うち会長 1 名、副会長 3 名以内、専務理事 1 名及び常任理事 5 名以内）
- (2) 監事 3 名以内

(代議員の定数)

第 13 条 この法人に 50 名以上、60 名以内の代議員を置く。

(社 員)

第 14 条 代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(役員を選任等)

第 15 条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議によって選任する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務)

第 16 条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 副会長は、会長を補佐する。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の日常の会務を統括する。

4 常任理事は、常任理事会の構成員とする。

5 理事は、理事会を組織しこの定款に定めるもののほか、総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を決議し、執行する。

6 第 1 項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(監事の職務)

第 17 条 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) この法人の財産の状況を調査すること。

(2) 理事の職務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会又は総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは理事会の招集を請求すること。

(役員任期)

第 18 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 12 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任及び役員資格の喪失)

第 19 条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議により、解任することができる。この場合、総会で決議する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第 20 条 役員は、有給とすることができる。役員報酬に必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

(職員)

第 21 条 この法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。

- 2 職員及び事務の処理に関する事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第 5 章 理事会及び総会

(理事会の招集)

第 22 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の目的である事項、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。
- 4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の権限)

第 23 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常任理事の選定及び解職

(理事会の定足数等)

第 24 条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の 3 分の 2 以上の者が出席しなければ、議事を開き決議することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
- 3 理事会の議事は、この定数に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決する。

(常任理事会)

第 25 条 常任理事会は理事会に提出する議案を協議し、または理事会から委託された事項を審議するものとする。

(総会の構成)

第 26 条 総会は、第 14 条の代議員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(総会の開催)

第 27 条 定時総会は、毎年 2 月に開催する。

2 臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(総会の招集)

第 28 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総代議員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する代議員は会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(総会の議長)

第 29 条 総会の議長は会長がこれに当たる。会長が出席できない場合は、会長があらかじめ指名した順序によって理事がこれに当たる。

2 役員は総会に出席することができる。

(総会の権限)

第 30 条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 代議員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

(4) 定款の変更

(5) 解散及び残余財産の処分

(6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の決議事項)

第 31 条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 第 1 項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 代議員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 12 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(総会の議決権等)

第 32 条 賛助会員及び名誉会員は、会議に出席して意見を述べることができる。ただし、決議に加わることはできない。

2 総会における議決権は代議員 1 名につき 1 個とする。

(総会での書面決議等)

第 33 条 総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の代議員を代理人として表決を委任することができる。

2 書面表決又は代理人による表決をした代議員は、出席したものとみなす。

(会員への通知)

第 34 条 終了した総会の議事の要領及び決議した事項は、会長が全会員に通知する。ただし、その通知すべき事項を会誌に掲載することをもって、通知に代えることができる。

(議事録)

第 35 条 理事会及び総会の議事録は法令の定めるところにより作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 代 議 員

(代議員)

第 36 条 この法人の代議員は、正会員の中から、各支部毎に 1 名をもって選出される代議員とする。

2 代議員を選出するため、上記選出の代議員は、当該支部所属の正会員による選挙を行う。

3 代議員選挙の選挙権者は正会員歴 1 年以上のものとする。

4 代議員選挙に立候補するものは、当該支部に所属する正会員の中から推薦人 2 名を要することとする。

5 理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

6 第 2 項の代議員選挙は、2 年に 1 度、1~3 月の間に実施することとし、代議員の任期は、選任直後の 4 月 1 日から 2 年後の 3 月 31 日までとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。この場合において、当該代議員は第 1 項に定める代議員の員数に含まれないものとし、当該代議員は、役員選任及び解任（法人法第 63 条及び第 70 条）並びに定款変更（法人法第 146 条）についての議決権を有しないこととする。

7 代議員は役員を兼務することができない。

8 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

9 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨

(2) 当該候補者を 1 名又は 2 名以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

(3) 同一の代議員（2 名以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 名以上の代議員）につき 2 名以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

10 第 8 項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第 6 項の代議員選挙終了の時までとする。

11 正会員は、法人法に規定された次に掲げる代議員の権利を、代議員と同様に当法人に対して行使することができる。

(1) 法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）

- (2) 法人法第 32 条第 2 項の権利（代議員名簿の閲覧等）
 - (3) 法人法第 57 条第 4 項の権利（総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 法人法第 50 条第 6 項の権利（代議員の代理権証明書面等の閲覧等）
 - (5) 法人法第 51 条第 4 項及び 52 条第 5 項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
 - (6) 法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）
- 12 理事、監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

第 7 章 顧 問

（顧問）

第 37 条 この法人に、顧問若干名をおくことができる。

2 顧問は、理事会の決議を経て会長が委嘱する。

（顧問の権能）

第 38 条 顧問は、重要な会務に関し、会長の諮問に応じ、かつ理事会及び総会に出席して意見を述べることができる。ただし、決議に加わることはできない。

第 8 章 資産及び会計

（資産の構成）

第 39 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 移行登記の際の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

（資産の管理）

第 40 条 この法人の資産は、会長が管理し、現金は、理事会の決議を経て定期預金とする等確実な方法により、会長が保管する。

（事業計画及び収支予算）

第 41 条 この法人の資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類、事業計画、またこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会の決議を経なければならない。資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類、事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

（暫定予算）

第 42 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事情により予算が成立しないときは、会長は理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入、支出は新たに成立した予算の収入、支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第 43 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告・事業報告の附属明細書
- (2) 貸借対照表
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (5) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 5 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、代議員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類(長期借入金)

第 44 条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議を経なければならない。

(新たな義務の負担等)

第 45 条 前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の決議を経なければならない。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、同年 12 月 31 日に終わる。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 47 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 48 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 49 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは

地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第 51 条 第 43 条第 3 項に規定する書類のほか、この法人の主たる事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 会員の名簿
- (2) 職員の履歴書
- (3) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (4) 血統登録原簿
- (5) 庶務日誌
- (6) 官公署往復書類

2 前項第 1 号及び第 4 号の書類及び帳簿は、永久保存としなければならない。その他は 10 年とする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

(細 則)

第 53 条 この定款の施行についての細則は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は下稲葉耕吉とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 46 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 この定款の施行後最初の代議員は、第 36 条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とし、その任期は第 36 条第 6 項の規定にかかわらず、平成 26 年 3 月 31 日までとする。